

## 質疑応答の概要

### 【用地買収及び補償に関すること】

Q：市街化調整区域の土地は売買に時間がかかるはずである。公共事業用地取得の場合は短くなるのか。

A：必要な書類が揃えばある程度短くなります。

Q：工事の振動によって自宅のタイルや壁等を損傷した場合、補償はしてもらえるのか。

A：工事の事前と事後に調査を行い、金額を算定して補償します。

### 【事業スケジュールに関すること】

Q：平成31年度から物件調査・用地買収とのことだが、平成31年4月には物件調査を始めるのか。

A：用地は国道16号側から順番に買収させていただくため、全ての地権者の物件に対して平成31年4月から調査を行うわけではありません。

Q：平成37年度まで工事というのは長すぎるのではないか。

A：事業認可期間が平成37年度までとなっていますが、用地の取得状況等により前後することもあります。

### 【その他の意見】

Q：既に完成している上野長宮線さいたま市区間には水道管が入っていると思うが、今後建設する春日部市区間には水道管を延長して埋設するのか。

A：道路の埋設管は管理者が異なるため、今後調整・照会を行います。実際に埋設するかは水道管理者の判断となります。

Q：増野川からの取水口が小さく、ごみが詰まったりして困っている。道路建設に伴う取水口移設の際に大きくできないか。

A：増野川の管理者である土地改良区へ相談し、後日回答します。